

豊後大野市 過疎地域持続的発展計画

〔令和 8 年度 ～ 令和 12 年度〕

令和 8 年 3 月策定

目 次

1	基本方針	P1
(1)	豊後大野市の概況	P 1
(2)	人口及び産業の推移と動向	P 2
(3)	行財政の状況	P 4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	P 6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	P 7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	P 7
(7)	計画期間	P 7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	P 8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P9
(1)	現況と問題点	P9
(2)	その対策	P10
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P11
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P11
3	産業の振興	P12
(1)	現況と問題点	P12
(2)	その対策	P13
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P16
(4)	産業振興促進事項	P17
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	P17
4	地域における情報化	P17
(1)	現況と問題点	P17
(2)	その対策	P18
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P19
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	P19
(1)	現況と問題点	P19
(2)	その対策	P19
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P21
6	生活環境の整備	P21
(1)	現況と問題点	P21
(2)	その対策	P23
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P24
7	子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P25
(1)	現況と問題点	P25
(2)	その対策	P25
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P27

8	医療の確保	P27
(1)	現況と問題点	P27
(2)	その対策	P27
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P28
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P28
9	教育の振興	P29
(1)	現況と問題点	P29
(2)	その対策	P29
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P31
10	集落の整備	P31
(1)	現況と問題点	P31
(2)	その対策	P31
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P32
11	地域文化の振興等	P32
(1)	現況と問題点	P32
(2)	その対策	P33
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P33
12	再生可能エネルギーの利用の推進	P33
(1)	現況と問題点	P33
(2)	その対策	P33
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P34
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	P35
(1)	現況と問題点	P35
(2)	その対策	P35
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	P35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P35

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業 …… P36

1 基本方針

(1) 豊後大野市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然

本市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東は臼杵市、南は佐伯市、西は竹田市、北は大分市と接しています。市の総面積は、603.14k㎡（東西約22km、南北約31km）で、県土の9.5%にあたり、周りを祖母・傾山、佩楯山、大峠山、鑑ヶ岳などに囲まれ、山地、丘陵、盆地が錯綜して複雑な地形となっています。

さらに、約30余りの大小の河川を集め、別府湾に注ぐ大野川の豊かな水利があり、県内屈指の穀倉地帯を形成しています。

気候は南海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じておおむね温暖で、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は15～16℃、年間平均降水量約1,700mmと穏やかで恵まれた自然環境の中で、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

(イ) 歴史

本市は、江戸時代は小藩分立の施策の中で西側が岡藩、東側が臼杵藩に分かれていました。その後、明治11年の郡区町村編成法の施行により本市の前身である大野郡が誕生しましたが、後の明治と昭和の大合併により数多くあった郡内の町村は、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町及び野津町に変遷していきました。

大野郡は、平成8年に全国に先駆けて「大野広域連合」を発足し、1町村だけでは効率の悪い、ごみの収集・焼却、し尿の処理業務や文化センターの管理・運営などを広域的視野に立ちサービスを行ってきたところです。

このような経過を経た大野郡は、よりきめ細かい効率的な行政サービスを行い地域の持続的な発展を図るため、平成17年3月31日に野津町を除く5町2村で新設合併し豊後大野市となり、現在に至っています。

(ウ) 社会・経済

本市は、5つの国道が走り（国道10号、国道57号、国道442号、国道326号、国道502号）、これらに主要地方道6路線（県道）、一般地方道18路線（県道）や市道が接続し、市内の道路網を形成しています。

このような中で、日常生活や産業活動に必要な国道や主要地方道など広域的な道路網が整備されてきたほか、高規格道路として中九州横断道路や三重新殿線バイパスが完成することにより、本市が大分・熊本・宮崎の3地域を結ぶ交通の要衝となり、沿線地域の交流連携を促進することが期待されています。

さらに、南海トラフによる地震など、巨大地震の発生直後から緊急輸送ができるよう道路整備に努めます。

公共交通機関は、鉄道網として大分市と熊本市を結ぶJR九州豊肥本線が本市を横断しており、バスは隣接する市や市内の各方面へ運行しています。さらに、市内全域には、豊後大野市コミュニティバスやあいのりタクシーが運行し交通手段を確保しています。

イ 過疎の状況

市の人口推移をみると、昭和25年（旧町村合併前合計）の81,707人から一貫して減少を続け、令和2年には33,695人となりました。これは昭和25年と比べ約41%の水準です。

昭和30年代後半から40年代にかけて、日本が高度経済成長の時代となり、農村が労働力の供給地としての役割を果たすようになった結果、都市部への急激な人口流出が続き過疎化が加速しました。

その後、大都市圏への過度な人口集中や住民意識の変化、過疎対策の行政措置が講じられたことなどにより人口流出は鈍化の傾向となっているものの、市内における小規模集落の割合は、4割以上となり、深刻な状況となっています。

また、企業や専門学校の誘致等により若年層を中心とした人口定住を図っていますが、人口減少

への抜本的な解決には至っていません。

全国的な高齢化の傾向も本市では特に顕著であり、地域活力の衰退を防ぐには多くの解決すべき課題を抱えています。

過疎化の要因として最も大きいと考えられるのは、就業の場の確保です。基幹産業の農業は、収益の伸び悩み、農産物の輸入自由化等による競争激化などを背景に、深刻な後継者不足が生じており、就業人口は著しく減少しています。第2次・第3次産業従事者を含め、市内の就業の場は不足しており、結果的に生産年齢層の市外流出が続いています。

本市としても過疎の傾向が見られた時期から、交通通信体系の整備、情報化の促進、産業の振興、生活環境施設の整備、医療の確保など、積極的な過疎対策を実施していますが、現在もなお過疎地域からの脱却に至らない現状です。

ウ 社会経済的発展の方向

本市は、県都大分市と隣接しており、中九州の中心位置にあるという地勢的に有利な条件を最大限生かし、自然・歴史・文化資源を生かし暮らしにゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築き上げていかなければなりません。

また、本市の目指す将来像である「七色に輝け 豊後大野！～豊かさを自慢できるまち～」の実現に向け、「豊かなくらしとしごとを創る」「豊かなひとを育む」「豊かな自然・地域を未来へつなげる」「最新技術でまちを変える」の4つの基本目標とし、達成に向け施策の展開を図っていく必要があります。

本市の基幹産業である農業については、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進等の新たな取組にも挑戦し、農商工観の連携を図りながら、豊後大野の豊かな地域資源をブランド化し、力強い産業を確立することで、新たな「しごと」の創出を目指します。また、首都圏等の企業を中心にテレワークや二拠点・多拠点居住といったニーズが高まっている中で、本市の魅力発信を強化し、働き方や生活スタイルの多様化に対応していくことで、都市住民の受け入れや県外企業の参入を推進していきます。

さらに、転出超の大きな原因となっている若者の就労ニーズに対応し、地域での就業や起業につなげ、市外への若者の流出を防ぐことや、職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチや、ポテンシャルある女性の就業機会の不足などの理由により、地方で生かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくことも重要です。そのため、魅力ある職場づくりや労働市場環境の整備を行い、正規雇用等の割合の増加や若者の市内就業率や女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る取組も必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、令和2年の国勢調査では33,695人となっており、昭和35年の74,868人と比較すると41,173人、率にして55.0%も減少しています。特に、昭和35年から昭和50年の15年間は、国勢調査の度に11.9%減、11.6%減、8.2%減と大幅な減少が続きました。

近年は4%～5%の減少率で推移してきましたが、令和2年には減少率が7%を超え、減少率が高まっています。

年齢階層別の推移をみると、65歳以上の老年人口は増加する一方、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は昭和35年以降一貫して減少しています。令和2年では年少人口が3,364人、生産年齢人口が15,270人、老年人口が14,895人となっており、昭和35年と比べて、年少人口は22,209人減、生産年齢人口は28,595人減、老年人口は9,465人増となっており、少子高齢化が進行しています。

世帯数については、人口の減少にもかかわらず昭和55年の14,875世帯に対し、令和2年では15,980世帯とほぼ同数であり、核家族化と高齢者世帯化が進んでいることが伺えます。

さらに、市の将来人口を国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口によると、令和52年(2070年)には、令和2年(2020年)国勢調査による実績値の1/3程度である11,288人まで減少することが推計されています。特に生産年齢人口の減少は著しく、令和7年(2025年)以降は、老年人口が生産年齢人口を上回る状態となっており、少子高齢化の急速な進展が予測されます。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 60,550	人 47,034	% -22.3	人 41,548	% -11.7	人 36,584	% -11.9	人 33,695	% -7.9
0 歳～14 歳	9,751	7,660	-21.4	4,779	-37.6	3,826	-19.9	3,364	-12.1
15 歳～64 歳	34,188	29,043	-15.0	22,089	-23.9	17,783	-19.5	15,270	-14.1
うち 15～29 歳 (a)	8,575	5,906	-31.1	5,098	-13.7	3,691	-27.6	3,148	-14.7
65 歳以上 (b)	8,036	10,331	28.6	14,617	41.5	14,896	1.9	14,895	0.0
(a) / 総 数 若年者比率	14.2%	12.6%	—	12.3%	—	10.1%	—	9.3%	—
(b) / 総 数 高齢者比率	13.3%	22.0%	—	35.2%	—	40.7%	—	44.2%	—

表 1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	43,278 人	—	40,803 人	—	-5.7%	38,312 人	—	-6.1%
男	20,177 人	46.6%	18,928 人	46.4%	-6.2%	17,774 人	46.4%	-6.1%
女	23,101 人	53.4%	21,875 人	53.6%	-5.3%	20,538 人	53.6%	-6.1%

区 分	令和 6 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	32,452 人	—	—	31,708 人	—	-2.3%
男	15,223 人	46.9%	—	14,921 人	47.1%	-2.0%
女	17,229 人	53.1%	—	16,787 人	52.9%	-2.6%

表 1-1(3) 人口の見通し(みらい戦略プラン)

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年
総 数	33,695人	30,365人	27,450人	24,835人	22,444人	20,149人	18,093人	16,166人
0～14歳	3,369人	2,676人	2,103人	1,748人	1,615人	1,512人	1,390人	1,222人
15～64歳	15,392人	13,306人	12,171人	11,154人	9,660人	8,307人	7,165人	6,371人
65歳以上	14,934人	14,383人	13,176人	11,933人	11,170人	10,376人	9,538人	8,574人

令和42年	令和47年	令和52年
14,431人	12,816人	11,288人
1,023人	847人	737人
5,837人	5,379人	4,767人
7,571人	6,589人	5,785人

※総人口には年齢不詳の人口が含まれており、年齢 3 区分別人口の合計と一致しない。

資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来人口推計」

イ 産業の現況と今後の動向

本市の産業は、温暖な気候や中山間にははまとまった農地の存在などの条件に恵まれていることから、農業を中心とする第1次産業が中心です。しかし、日本経済が大きく発展する中で就業構造の著しい変化がおり、近年では、第2次・第3次産業が全体の中で大きな比重を占めるようになっていきます。

第1次産業の就業人口は、昭和35年で24,815人でありましたが、以降減少を続け、令和2年には2,897人まで落ち込んでいます。このことから、労働者の高齢化と市外への流出が進んでいると考えられます。産業別人口の動向を見ても、昭和35年には第1次産業に従事する割合は全体の69.7%を占めていたものが、昭和50年には半数以下、昭和60年には第3次産業に抜かれ、令和2年には全体の18.5%まで低下し、衰退の実態が垣間見えます。

表1-1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総数（実数）	35,603人	31,967人	31,041人	27,871人	27,605人
増減率	-	-10.2%	-2.9%	-10.2%	-1.0%
第1次産業 就業人口比率	69.7%	64.8%	58.1%	48.4%	40.9%
第2次産業 就業人口比率	7.0%	8.0%	11.3%	16.5%	20.2%
第3次産業 就業人口比率	23.3%	27.2%	30.6%	35.1%	38.9%
区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数（実数）	25,916人	23,936人	23,159人	21,880人	20,317人
増減率	-6.1%	-7.6%	-3.2%	-5.5%	-7.1%
第1次産業 就業人口比率	38.9%	31.5%	26.2%	24.9%	24.7%
第2次産業 就業人口比率	20.2%	25.0%	27.2%	24.5%	21.2%
第3次産業 就業人口比率	40.9%	43.5%	46.6%	50.6%	54.1%

区分	平成22年	平成27年	令和2年
総数（実数）	17,950人	17,214人	15,664人
増減率	-11.6%	-4.1%	-9.0%
第1次産業 就業人口比率	21.4%	20.8%	18.5%
第2次産業 就業人口比率	19.9%	18.4%	18.9%
第3次産業 就業人口比率	58.4%	58.9%	62.6%

※ 総数には分類不能者を含む。

(3) 行財政の状況

ア 行政

本市は、合併後20年目を迎えていますが、これまでに組織機構の改編、事務事業の見直しや定員管理、給与の適正化や民間委託等の行政事務の合理化など、行政全般にわたり施策を講じ、複雑・多様化する行政需要に対応しながら住民福祉の向上に向け取り組んでいます。

今後の市政運営においても、今までの既成概念に捕らわれない変革・改革を進め、限られた予算

の中で、きめ細かな実効性のある施策に取り組んでいかなければなりません。特に、高齢者や障がい者、こどもなど、社会的に弱い立場にある人たちを社会全体で優しく支えることができる仕組みを築き上げていくことが求められています。

これらに対応するには、機能的な組織体制の確立や職員の資質の向上に取り組むとともに、長期的視点に立った事業の遂行、また、住民への情報提供や意見反映など、市民と行政が一体となって計画的・効率的な行政運営を進めていく必要があります。

イ 財政

本市の財政状況を見ると、歳入は地方交付税や国庫・県支出金等に依存した状況であり、自主財源が乏しく財政基盤が極めて脆弱です。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和2年度決算で92.1%と平成27年度決算に比べ8.4ポイント悪化しており、高水準です。また実質公債費比率は4.8%と1.1ポイント改善されましたが、約250億円の地方債現在高を抱えており、引き続き厳しい財政状況にあります。

今後は事務事業の廃止・縮小を念頭に置いた見直しにより歳出抑制を図り、予算規模を縮小することを優先します。そのうえで、長期的な財源の安定化とサービスの質・持続可能性を両立させ、住民サービスを安定的に提供しつつ、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な行財政基盤の確立を図っていく必要があります。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	30,525,421	27,123,999	34,237,229
一般財源	18,456,812	16,629,531	14,118,614
国庫支出金	5,459,502	3,371,562	7,476,865
都道府県支出金	2,550,101	2,200,914	2,773,656
地方債	2,726,600	2,369,200	4,806,267
うち過疎債	838,800	496,300	1,047,100
その他	1,332,406	2,552,792	5,061,827
歳出総額 B	28,156,369	25,904,321	33,070,102
義務的経費	14,012,685	12,665,183	12,093,193
投資的経費	5,613,049	4,131,112	8,170,971
うち普通建設事業	5,533,176	3,977,766	7,932,760
その他	8,530,635	9,108,026	12,805,938
過疎対策事業費【再掲】	3,039,695	1,267,799	1,466,676
歳入歳出差引額 C(A-B)	2,369,052	1,219,678	1,167,127
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,213,018	122,120	296,400
実質収支 C-D	1,156,034	1,097,558	870,727
財政力指数	0.27	0.26	0.28
公債費負担比率	23	17.7	14.8
実質公債費比率	11.2	5.9	4.8
起債制限比率			
経常収支比率	88.8	83.7	92.1
将来負担比率	33.7	—	—
地方債現在高	30,042,990	26,380,252	25,037,790

※地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）より

ウ 主要公共施設等の整備状況

本市は、これまで基幹産業である農業を中心とした産業の基盤整備、交通通信体系の整備、生活環境の整備、そして教育文化の振興などの事業を推進してきました。

各施設の整備状況については下表のとおりです。市道については改良率で昭和45年度末の9.3%から51.6%へ、舗装率では4.2%から91.1%と大きく改善されました。

また、病院及び診療所の人口千人当たりの病床数は12.4床と少なく、水道普及率や水洗化率については改善はみられるものの、低い水準となっています。

施設整備については、これまで過疎対策として計画的な実施により取り組んできましたが、今後とも財政状況を見極めながら、未整備の施設については計画的に整備していく必要があります。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道 改良率 (%)	30.1	35.3	43.4	49.2	51.6
市道 舗装率 (%)	69.5	84.4	89.0	90.5	91.1
農道 延長 (m)	—	—	—	47,973	27,807
耕地1ha当たり農道延長 (m)	150.6	121.1	105.9	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	141,765	141,594
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.7	10.4	12.7	—	—
水道普及率 (%)	57.9	51.3	61.8	67.0%	74.6
水洗化率 (%)	0.0	3.9	23.0	43.7	64.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	14.0	15.5	16.1	12.6	12.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

我が国の社会情勢は、急速な人口減少と少子高齢化の進展、グローバル化やデジタル技術の革新による産業構造の変化など、多方面にわたり大きな転換期を迎えています。本市においては若年層の流出や地域経済の縮小が顕著となり、生活基盤やコミュニティの維持が困難となる集落も増えています。こうした状況は、これまで経験したことのない課題を地域社会に突き付けており、人口減少の波はもはや避けられない現実として迫ってきています。

こうした状況の中、本市では7つの町が持つ魅力や個性を結集し、分野横断的なアプローチにより、正面から人口減少に向き合い、市民が誇りと希望を持てるまちづくりを進めるため、重点的に取り組むべき施策に特化した、豊後大野市「みらい戦略プラン」を策定し、本市の目指す将来像である「七色に輝け 豊後大野！～豊かさを自慢できるまち～」の実現に向け、まちづくりの理念の下に4つの基本目標を掲げ、各種事業の取り組みを進めます。(以下、豊後大野市「みらい戦略プラン」より抜粋)

「豊かなくらしとしごとを創る」

「しごと」は、生活を安定させるためだけではなく、日々の「くらし」をより豊かに輝かせてくれます。

豊かな「しごと」は、豊かな「くらし」を送るために必要不可欠であり、輝く「くらし」を実現するには、「しごと」が充実していなければなりません。すなわち、「しごと」と「くらし」の良好な相関関係は、多様な「生き方」を実現させるための鍵となり、快適で幸せなまちの礎となります。

人々が希望する「しごと」に就き、やりがいを感じながら楽しく働き、暮らすことのできるまちを目指します。

【基本方針】・くらしとしごとの希望をかなえる

- ・時代や環境の変化に対応し、持続可能な農林業を目指す

「豊かなひとを育む」

楽しく働き、暮らすことのできるまちを実現するためには、本市を支える「ひと」を育むことが必要です。

まちの活力の源泉は「ひと」であり、市内、市外に関わらず、まちを支える「ひと」の好循環を生むことが重要です。

本市の未来を担う「ひと」が生まれ、地域を支える「ひと」として育ち、全ての「ひと」が輝くことによって、地域の課題解決や持続的な発展が実現するまちを目指します。

【基本方針】・出会いから子育てまで切れ目なく支える

- ・まちの未来を担うひとを育てる
- ・全てのひとの可能性を輝かせる

「豊かな自然・地域を未来へつなげる」

豊後大野市に「ひと」を惹きつける強みとなっている豊かな「自然」や7つの町の魅力や個性が輝く「地域」は、私たちのかけがえのない財産であり、未来の世代へつないでいく責任があります。

豊かな「自然」や「地域」の保全や維持が行われるだけでなく、それらが積極的に活用され、市民が「自然」や「地域」に誇りを持つとともに、市内外にも「自然」や「地域」の魅力が広がり、多くの人々が多様な関わり方で本市を応援することのできるまちを目指します。

【基本方針】・豊かな自然と地域を守る

- ・まちの魅力でひとを惹きつける
- ・まちの魅力を伝える力を高める
- ・まちとの多様な関わり方を実現する

「最新技術でまちを変える」

社会全体でDX化が進展し、行政サービスを含むサービスの提供形態や人々の生活様式等に大きな変化が生じており、新たな提供形態や質の向上に向けて、「AI やデジタル技術」の活用は必要不可欠となっています。

様々な分野で、積極的に「最新の AI やデジタル技術」が活用され、付加価値の高いサービスが生まれ、行政サービスの質を向上させ、発展と利便性が実現されるまちを目指します。

【基本方針】・AI やデジタル技術等を徹底活用し、人口減少社会に立ち向かう

本計画においては、最上位計画である前述の豊後大野市「みらい戦略プラン」(第3期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第3次豊後大野市総合計画を一体化したもの)及び大分県過疎地域持続的発展方針(令和8年度～令和12年度)と同一基調の下で持続的発展に向けた計画を作成します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

数 値 目 標	基 準 値 (令和2年)	目 標 値 (令和12年)
人口	33,695人 (令和2年国勢調査)	28,590人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年6月、事務事業評価を行い、議会への報告および市ホームページにて公表を行います。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことも予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっていることから、公共施設等総合管理計画を策定しました。中長期的な視点から、計画期間は平成 27 年度から令和 26 年度までの 30 年間とし、第 1 期から第 3 期を 10 年ごとに分け策定しています。

公共施設等の維持管理方針については、次のとおりです。(以下、豊後大野市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わさって構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

2) 施設の診断

①診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な診断項目となります。

②施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

2) 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、総合管理計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、及び陳腐化の他に、施設に求められる様々な性能面及び法規対応において要求水準を満足できない場合があるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。また万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を、平時から整えるための備えは、施設管理者にとって最も重要なことです。

高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上げが挙げられます。

(4) 長寿命化の実施方針

1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本市の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

なお、橋りょう、公営住宅においては長寿命化計画を策定し、それぞれの計画より、ライフサイクルコストなどを低減することとしています。その他の公共施設等においても、個別の長寿命化計画を策定し、推進します。

本計画においては、記載された全ての公共施設等の整備が豊後大野市公共施設等総合管理計画に適合し、保有する施設を有効活用する計画的な保全・更新等に向けた計画を作成します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住及び定住の促進

少子高齢化や若年層の流出による人口減少が続くなか、地域活動や地場産業等、様々な担い手が不足し、地域社会全体に大きな影響を及ぼしています。市の生産年齢人口の内、年齢別の構成率を見ると、25～29歳は3.0%と世代間で一番少なく、前後の世代も続いて少ない状況にあります。これは市内の子ども達が進学等で県外に出たまま就職し帰ってこないことが大きな要因と考えられます。そのため、若い世代を中心とした市内在住者の定着を図り、市外からの移住を促すことで、地域コミュニティや地域活力の持続・向上を図ることが重要となっています。定住を望む住民や移住希望者のニーズが多様化し、相談・支援体制の充実及び情報提供の強化、世代に応じた支援制度、働く場所の確保等、移住・定住の促進に向けた、総合的な支援が求められています。

移住に至らない場合でも、地域外から地域を支える担い手や将来的な移住に向けた裾野を広げるため、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大も必要となっています。

イ 地域コミュニティ活動の推進

過疎化・少子高齢化が著しく進む地域では、高齢化により地域住民同士による相互扶助の低下や伝統文化の継承が困難になるなどの集落機能の低下が見られ、地域コミュニティの維持が課題となっています。

市内228自治会の内、143自治会が高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）50%以上の小規模集落であり、その集落数は令和2年3月からの5年間で2割も増えています。自治会運営を担っている世代が減少している中で、自治会運営に加え、高齢者世帯の見守り、大規模災害への備

え、空き家対策などの課題に単独の自治会での対応が困難になってきています。

ウ 広域連携の推進

少子・高齢化の更なる進行、人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。特に、人口減少は生産年齢人口の減少など社会構造の変化を伴うものであり、都市活力の低下や税収の減少、社会保障関係費の増大などこれまで経験したことのない非常に厳しいものになると予測されています。本市においては、経済活力の低下やコミュニティ機能の維持が困難となることなどが懸念されており、周辺市町等と緊密に連携しながら、持続的な行政サービスを確保することが、最重要課題の一つとなっています。

本市単独では解決できない課題や連携による相乗効果が期待できる施策などについて、各自治体と意見交換を行いながら、新たな広域連携を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住及び定住の促進

- ・本市の関心や認知度を高めるため、市移住定住ポータルサイト「ぶんごおおの暮らし手帖」等のウェブサイトやSNSを活用し、地域の魅力的な情報発信と情報拡散に取り組みます。
- ・移住者と地域をつなぐ役割を担う移住コーディネーターと連携し、移住から定着へつなげる、相談支援体制の強化に取り組みます。
- ・若者を中心とした、市民の就労の場の確保に努め、市内への定着を図るとともに、「住まい」「仕事」「子育て」「教育」等関係する機関や団体と連携した居住環境の整備・向上に努め、移住・定住を促進します。
- ・人口減少が進む中、労働力を確保するためには、多様な働き方や暮らし方に対応できる環境づくりがより重要となっています。テレワークは新型コロナウイルス感染症拡大時と比べると利用は落ち着きつつあるものの、仕事と生活のバランスを重視した柔軟な働き方へのニーズは引き続き高まっています。また、生活スタイルの多様化により、二拠点居住・多拠点居住といった新たな居住形態も広がりを見せています。こうした変化に対応し、交流や多様な働き方を支える環境や仕組みづくりを進めていきます。
- ・都市住民などのスキルやノウハウを持った多様な人材と地域内人材との融合により、地域資源を発掘し、それらを活用した新たなビジネスを生みだしていくローカルベンチャーの立ち上げを支援し、新たなビジネスの創出を図ります。また、移住や創業を考える方を支援するため、空き家や空き店舗の利活用の促進を図ります。
- ・関係人口の一番近くにいる豊後大野出身者と地域をつなげ、外から支え賑わいをつくる人材の確保、そして将来のUターンにつなげるため、自治会等による他出子の組織化や地元で地元を支える人材等を支援します。

イ 地域コミュニティ活動の推進

- ・地域振興協議会の設立推進では、地域の様々な主体が入り、地域の現状や課題を認識する話し合いの場づくりを行い、女性や若者、高齢者も入った地域の人材を総動員した特色ある地域づくりを行えるように支援します。また、市民活動団体等への支援や関係人口など多様な人材の取り込みを図り、地域の特性を生かしたコミュニティ活動を推進します。
- ・コミュニティ活動の核となる人材を発掘するとともに、様々な地域活動を支え、地域の課題を解決に導く人材を育成し、その活動を支援します。

ウ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「高等教育・研究開発の環境整備」「移住・定住対策」「人材育成・交流」「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
関係人口交流拠点の 利活用による創業者数	7件	7件
移住施策を活用した 移住者数	34人	100人

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住	関係人口創出事業 空き家等利活用促進事業	豊後大野市 豊後大野市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 移住・定住	定住促進事業	豊後大野市	施策の効果は 将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

担い手の高齢化や減少による遊休農地の拡大、有害鳥獣による農産物への被害の増大に対し有害鳥獣捕獲事業補助金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金、猟友会補助金、鳥獣被害対策協議会補助金等の対策事業を実施しているものの、地域農業の活力の低下が懸念されています。こうした中、担い手の確保・育成は喫緊の課題であり、これまで新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）を中心に、市外からの新規就農者の確保を図ってきました。今後は、これまでの取組に加え、夏秋ピーマンの担い手確保を目的として、単独での就農希望者を対象としたファーマーズスクールを創設しさらなる新規就農者の確保を図ることとしています。加えて、認定農業者の後継者対策の継続等のほかに、集落営農法人の支援、農業への企業参入など担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

また、農業経営の基盤の確立に向けては、産地収益力の向上対策として、遊休農地の拡大防止、大規模園芸団地整備による担い手への効率的な農地集積、畑地化による高収益作物への転換が課題となっています。

さらに、大分の野菜畑豊後大野ブランドを確立するため、生産から販売、流通、消費までの販売戦略を構築し、生産者組織や商工関係者との連携を図りながら知名度とブランド力の向上をめざす必要があります。

林業については、採算性の低下や林業の担い手不足などにより、林業生産活動が停滞化しています。さらに、間伐等の森林施業が適切に実施されていない人工林(未整備森林)が増加するなど、林業の有する多面的機能が持続的に発揮できない状況です。令和元年度より開始された森林経営管理制度により、市内7町で未整備森林抽出業務を行ったところ、調査対象森林10583haのうち、3624.5ha、34.2%が未整備森林という結果になっています。

森林の多面的機能を維持・向上するためには、植栽、下刈、間伐等により、健全な森林を育てる森林整備が必要です。特に人工林については、間伐が必要な段階にあるものが多く、低コスト・高効率な作業システムに必要な施業の集約化や林道・作業道の整備が進んでいない状況であり、林業従事者の就業環境の改善などの対応が必要です。

イ 企業誘致と創業支援

企業誘致の推進やそれに伴う雇用の確保、新たな産業の育成などは地域活力の向上に直結することから、人口減少が進展する本市において最も重要な取組です。特に若者や女性の雇用促進につながる施策が必要であり、時代の変化に対応した多様で魅力的な企業誘致を推進することが求められています。立地企業については、これまで平成24年度、平成26年度、平成29年度に、それぞれ市外に本社を置く企業を誘致することができました。また、令和元年度には誘致企業1社が増設し、その結果100人を超える新たな雇用を創出しました。

一方、地元企業を訪問し、意見を交換するなど企業情報の収集や補助金及び税制面の優遇策等、行政情報を引き続き提供していき、進出企業と地場企業が共生・発展する社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

今後については、市内に不足する工場適地の確保や空き工場等を把握しながら、令和6年度に策定した「豊後大野市企業誘致推進プラン」に基づき、戦略的・効果的な企業誘致を推進していきます。

また、地域住民・移住者・多拠点居住者を中心とした関係人口の創出及び新たな事業の創出を図ることで地域の活性化に取り組むことを目的に、令和4年度に関係人口交流拠点施設「cocomio」（ココミオ）を緒方町に設立しました。市が定める「創業支援等事業計画」に基づき、経営・財務・人材育成・販路開拓について学べる創業セミナーの開催や、「関係人口」としてコミュニティビジネスに取り組むプレイヤー(起業家)が集まる拠点を目指し、創業支援を軸とした関係人口創出事業を展開することが重要です。

ウ 雇用環境の向上

本市の社会動態をみると、20歳代で転出超過が多くなっています。アンケートによると、転出者の4割強が「就職・転職・退職のため」を転出理由として挙げており、雇用の場を確保することが人口流出を抑制するために重要です。

一方、高齢者の雇用促進のため、豊後大野市及び竹田市の広域により設置している豊肥地域シルバー人材センターに対して補助金を交付していますが、定年年齢の引き上げの推進等により会員は減少傾向です。

エ 商業・サービス業

少子高齢化による人口減少等に伴い、地域経済は縮小するなど、地方の中小企業については依然厳しい経営状況にあると考えられます。一方、個人事業主を主体とする商店街についても、店主の高齢化や後継者不足、地域の人口減少、大型店との競合など経営環境は厳しく、空き店舗が増加しています。

これらの状況を踏まえ、商工会に委託してプレミアム商品券発行事業を実施するなど、地域における消費喚起による商工業の振興を図っています。

空き店舗の増加は地域住民の生活の基盤となる商店街の活力低下につながるため、今後も空き店舗の有効活用による商店街の魅力向上や、後継者の育成など、商店街の振興に取り組む必要があります。

オ 観光

本市は、「おおいた豊後大野ジオパーク」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に代表される豊かな自然環境に加え、そこから育まれる多様な農林産物、そして歴史と文化が息づく郷土芸能など、極めて多岐にわたる地域資源を有しています。これらの資源を最大限に活かし、本市独自の魅力を持つ「体験型」・「交流型」ツーリズム商品を造成することが、今後の観光振興における重要な課題です。

この商品造成の実現には、地域の宿泊施設、飲食店、交通事業者といった観光関連事業者との強固な連携が不可欠となります。さらに、ジオパークやユネスコエコパークといった広域的な枠組みで既に協力関係にある周辺自治体（竹田市、阿蘇市、高千穂町など）との連携を一層強化し、本市への誘客を促進する必要があります。

加えて、社会全体の価値観の変化や、個人の安全・安心を重視する新たな旅のスタイルが定着しつつある現状を踏まえ、デジタル技術の活用やマイクロツーリズムへの対応など、時代に即した観光事業への転換が強く求められています。

(2) その対策

ア 農林業

- ・地域の農業をリードする中心的な役割が期待されている認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人、女性就農者、農業に参入する異業種法人等、農業の多様な担い手の確保・育成に努めます。また、働きやすい環境づくりを進め、多様な人材の活躍を支援します。
- ・市内で生産された農産物の産地化を図るため、野菜、花き、果樹の区分に園芸重点推進品目を選定し、生産方式の合理化を図りながら、産地の維持・拡大、生産額の向上をめざします。また、今後農業従事者の高齢化が予測されることから、高齢者や定年退職世代の農業への登用を図るため、作物の栽培技術の普及や作業の軽労化を図る取組を進めます。
- ・本市の全就業者の約2割を占める農業を維持発展させるため、優良農地の確保や保全、農地利用集積の推進など、農業者の経営の安定化を支援します。また、魅力ある農業の実現に向け、高収益園芸品目の導入や、先端技術の導入などを推進します。
- ・遊休農地の発生防止・解消に取り組み、担い手への農地利用・集約化に努めるため、農地所有者等の意向把握により地域計画の目標地図の更新を行い、関係機関と連携して農地の利用状況調査を進めます。
- ・既存農業者の意欲向上や新規就農及び企業参入者等を支援するため、ほ場、農道、用排水施設などの農業生産基盤を整備し、生産性向上による農業の競争力強化を図ります。あわせて地域計画に基づいた担い手への農地集積率に応じて事業費負担を助成する農地集積促進事業への取組を推進します。
- ・ジオパーク・エコパーク等の恵まれた地域資源を活かし、農村のもつ価値を創出するとともに、住民の共同活動等により農村の維持・活性化を図ります。
- ・林業経営体による森林の適切な整備は、本市の豊かな自然環境と生態系を保全する役割も果たしており、林業経営体の生産性や所得の向上を図るため、林業関係団体や経営能力の高い林業後継

者の育成・支援を推進します。また、森林資源の循環利用を推進します。

- ・営農意欲の衰退をもたらす鳥獣被害を減らすため、関係機関と連携して防護柵を設置するなど被害防止対策を推進します。また、捕獲した鳥獣をジビエ料理として食肉利用するなど地域資源として活用することにより、地域活性化につなげていくことも検討します。

イ 企業誘致と創業支援

- ・工場用地の開発及び把握等、製造業等の誘致環境の充実を図るため、世の中の動きに即応したインセンティブの拡充を進めます。
- ・市独自の情報関連企業誘致促進事業補助金を活用して、情報サービス業、インターネット付随サービス業の誘致を推進します。また、産業構造の転換やサプライチェーンの国内回帰等により国内投資が活発化していることに対応するため、大規模設備投資を行う誘致企業への支援制度の充実を図ります。一方、誘致企業の雇用対策等のために、企業合同説明会を関係機関と協力して取り組みます。
- ・地域経済の活性化や、定住を促進するため、関係人口交流拠点施設「cocomio」（ココミオ）を拠点として、豊後大野市商工会等の関係機関と連携して窓口相談やセミナー開催など創業支援に取り組みます。そして、労働生産性及び生産効率、エネルギー効率等の向上のために、先端設備等の導入に取り組む企業に対して引き続き支援します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性等の就業機会の拡大等を促進するために、テレワークの推進を関係機関と連携して取り組みます。

ウ 雇用環境の向上

- ・地域における若者の雇用機会の拡大を図るため、豊後大野公共職業安定所、豊肥経済同友会、豊後大野市商工会及び大分県立三重総合高等学校と連携して、新卒者の就業の場の確保を継続して推進します。また、若者の地元就職の支援及び移住定住の促進のために、奨学金返還支援制度に継続して取り組みます。
- ・就業希望者の就業機会を確保するため、若年者の雇用促進、女性が働きやすい環境の整備、高齢者の継続雇用や再就職支援、地域の求職者に対する求人情報の提供など、関係機関と連携して就業環境の整備に取り組みます。
- ・勤労者が健康で安心して働くことができるよう、職場環境・労働条件の改善や福利厚生の実施に取り組み企業を支援します。また、関係機関と連携し、雇用や労働条件などに関する相談体制の拡充に努めます。

エ 商業・サービス業

- ・豊後大野市中小企業・小規模企業活性化基本条例に基づき、豊後大野市商工会が実施する事業や融資に対して保証料の補助や利子を補給するなど、商業者やサービス業者の経営の安定化を支援します。また、伴走型の支援を行う商工会と連携し、事業者に対する相談体制の拡充に努めます。
- ・都市再生整備計画事業等の取組をはじめ、商店街を構成する魅力ある個店への支援の強化、特産品の販路拡大の推進により、豊後大野らしさとにぎわいのある商業・サービス業の振興を図ります。また、事業者の高齢化や後継者不足へ対応するため、大分県事業引継ぎ支援センターと連携して支援します。
- ・都市計画施設の見直しを行い、都市再生整備計画事業等を活用して、三重町駅を中心とした歩きたくなるまちづくりを目指します。また、まちなかウォークアブル推進事業を活用し、既存店舗及び空き店舗などの景観整備や道路整備を行い、まちなか滞在時間を延ばすことで中心市街地の活性化を図ります。

オ 観光

- ・「ジオパーク」や「エコパーク」といった本市が誇る豊かな自然を最大限に活用し、「体験型」・「交流型」の付加価値の高いツーリズム商品の開発を目指します。特に、自然環境を活かした「アウトドアサウナ」の体験機会を拡大するとともに、歴史・文化資源を組み合わせた「スポーツツーリズム」の推進を図ります。
- ・周辺自治体との広域的な協力関係の更なる強化を目指します。また、デジタル技術を活用し、市内5つの道の駅を拠点とした情報提供と二次交通の利便性向上を図ることで、観光客の市内滞在

時間の延長と周遊率の向上を目指します。

- ・観光客の満足度を高め、リピーターの確保に繋げるため、宿泊施設、交通事業者、飲食店など観光関連事業者との強固な連携体制を構築し、質の高いサービスを提供できる受け入れ体制の整備を目指します。

カ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域対策」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
新規就農者数(累計)	13人	65人
観光入込客数	1,135,450人	1,206,000人

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営防災重点農業用ため池等整備事業 県営中山間地域総合整備事業 県営農業水利施設保全合理化事業 県営水田畑地化推進基盤整備事業 県営小水力発電施設整備事業 市営土地改良（基盤整備促進、地域農業水利、 廃止ため池）事業	大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 豊後大野市	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光案内板設置事業	豊後大野市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	椎茸種駒補助金 種駒を購入した椎茸生産者に対し補助をす ることにより、乾椎茸生産量及び品質の維持 向上を図るとともに、新規参入者や生産規模 の拡大を図る。 有害鳥獣被害防止対策事業 猪、鹿等による農作物への被害を防止する ため、設置した電気柵・防護ネットに対し助 成することより、生産性の向上と生産意欲の 低下を防ぐ。 関係人口交流拠点事業 関係人口交流拠点施設「cocomio」（ココミ オ）において、「関係人口」としてコミュニテ ィビジネスに取り組むプレイヤー（起業家）が 集まる拠点を目指し、創業支援を軸とした関係 人口創出事業を展開する。 企業誘致推進事業 工場用地の開発及び把握等、製造業等の誘 致環境の充実を図るため、世の中の動きに即 応したインセンティブの拡充を進める。また、 産業構造の転換やサプライチェーンの国内回 帰等により国内投資が活発化していることに 対応するため、大規模設備投資を行う誘致企 業の情報収集を行うとともに、戦略的な誘致 を行う。	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	施策の効果 は将来に及 ぶ。

	(11)その他	<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>中山間地域等、耕作の条件不利地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、田・畑別、傾斜別に単価を設定して直接支払交付金を交付する。</p> <p>多面的機能支払交付金事業</p> <p>農業者団体等の活動組織が共同で行う農地、農業用施設の日常の管理、農村環境の向上等に資する活動に対して支援する。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p>	
--	---------	--	---------------------------	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
豊後大野市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) (3) のとおり

(iii) 他団体等との連携

大分県内の 8 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域対策」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報管理、情報化の推進

市民が主体となる地方自治の実現と、協働によるまちづくりを進めるためには、行政の情報公開・情報開示を積極的に推進することが重要です。本市では、令和元年 9 月に市ホームページのトップページデザインを大幅に刷新し、PR 効果の向上を図りました。加えて、公式 SNS (Facebook、LINE、X) を活用し、タイムリーかつ効果的な情報発信を行っています。

ケーブルテレビ事業では、市民チャンネル・音声告知放送・データ放送を通じて、行政情報、市内イベント、防災情報などを発信し、市民に豊後大野市の情報をタイムリーに届ける身近な番組づ

りに努めています。番組の改善については、一般の市民から選出された番組審議会を実施し、より見てもらえる番組作りを継続して行っております。

また、経年劣化による設備機器の更新や、市内全域の高速情報通信網（ケーブル網）の維持管理については、財政状況を踏まえつつ、中長期的な計画的により対応を行っております。

携帯電話の不感地域については、国の補助金による整備事業および民間通信事業者による自主事業により、居住地域の不感地域解消が達成されました。今後は、新規参入通信事業者の動向にも注目し、引き続き通信環境の改善に努める必要があります。

情報通信技術の恩恵をすべての住民が享受できるよう、情報格差（デジタル・ディバイド）の解消を図ることが重要です。そのために、行政手続きの電子化やマイナンバーカードの取得促進など、これまで構築してきた行政基盤の活用をさらに推進するとともに、生活、産業、防災、医療・福祉、交通、教育、行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が求められます。

(2) その対策

ア 情報管理、情報化の推進

- ・広報・広聴活動については、市民に必要な情報を正確かつ迅速に提供するとともに、市民との対話拡充等を通じて市民参画の機会拡大を図り、市民ニーズをきめ細かく把握し、市政に反映します。
- ・ケーブルテレビ事業の運営においては、保守管理および番組制作に高い専門性を要するため、引き続き委託を中心とします。市として、市民の要望や時代の変化に即した事業の方向性を示しながら、市民の暮らしに根ざした事業展開を目指します。あわせて、業務の適切な運営を図り、行政情報やテレビ放送の提供等の安定提供に努めます。また、多額の経費を要する設備機器の計画的な更新に取り組み、高速情報通信網（ケーブル網）の継続的な維持を行っていきます。
- ・携帯電話の不感地域の解消については、令和2年度に変更された国の不感地域解消事業スキームに合致する条件を模索し、補助事業の活用を検討します。また、民間通信事業者の事業参画が不可欠であるため、市が整備したケーブルテレビの光ファイバー網を有効活用できる不感地域解消策がないか、民間通信事業者と協議および情報共有を進めます。
- ・戸籍、住民基本台帳、一般旅券発給、人口動態調査等の情報については、情報セキュリティを確保し、個人情報を適切に取り扱います。
- ・情報格差の解消とDXの推進については、デジタルディバイド対策（利活用支援と環境整備）として、携帯電話等の民間事業者にサービス提供地域の拡大を働きかけ、住民向けのデジタル活用支援として、スマートフォン教室等にて利用方法のサポートを行います。また、公共施設や公民館に無料Wi-Fi回線を再整備し、オンライン研修やオンライン会議など、誰もがアクセスできる環境を提供します。
- ・行政・地域のDX推進として、手続きのオンライン化や行政データのオープン化を推進し、行政サービスの利便性向上を目指し、サテライトオフィスなどのリモートワーク環境を整備し、市民および企業のサービス向上につながる地域全体のDXを目指します。
- ・業務効率化とセキュリティ対策として、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」への対応や、働き方改革としての業務軽減に資する支援ツール（RPAやAI等）の導入を積極的に行い、デジタルシフトに必要な市のセキュリティポリシーの見直しも実施します。

イ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「地域公共交通ネットワークの維持・形成」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域における情報化をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
行政手続き オンライン申請数	4,843 件	6,500 件
豊後大野市公式 LINE お友達登録者数	1,791 人	4,300 人

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	行政事務情報化推進事業 ケーブルテレビ関係設備更新事業	豊後大野市 豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通ネットワークの整備

交通網の発達や生活スタイルの変化により、市民の生活行動圏が広域化する中、通勤や通学、流通や地域間交流における広域アクセスの利便性の向上が求められています。

県道・市道については、広域的な幹線道路の整備を進めていますが、部分的に幅員が狭い区間があるなど、道路改良の要望も多い状況です。

農林道については、流通合理化や大型機械の導入による生産性の向上を図る上で必要な道路であり、さらに生活の利便性の向上を図る上でも重要な役割を担うことから、これらの整備促進と長寿命化が求められています。

本市では、急激な少子高齢化の進展や車社会の進展に伴い、日頃の交通手段として車利用が広く定着する一方、公共交通の利用者は年々減少しており、交通事業者を取り巻く経営環境は、日に日に厳しさを増しています。

また、広大な面積を有する本市では、地理的条件により鉄道やバスの運行路線から遠く離れた交通空白地域も多く存在するため、これら地域の住民生活に密接に関係する交通手段の確保が喫緊の課題となっています。

(2) その対策

ア 交通ネットワークの整備

- ・市民生活の利便性や安全性を確保し、経済活動の活力を高めるため、交付金事業や起債事業を積極的に活用し、市道の新設改良や維持管理の計画的な実施に努めます。また、幹線道路を補完し、日常の生活を支える生活道路の維持補修にも計画的に取り組めます。
- ・地域内や隣接市などとの交流や連携を活発化し、市民生活の利便性を高めるため、主要幹線道路として広域交通ネットワークを形成する国道や県道の整備を促進するため、各期成会と連携して事業推進に向けて働きかけを行います。特に、中九州横断道路の犬飼大分間の事業化に向け積極的に働きかけていきます。
- ・農林道については、農林産物の流通合理化や大型機械の導入による生産性の向上及び生活の利便性の向上を図る上で重要な役割を担うことから、その整備を推進します。
- ・公共交通は、自動車を利用できない人の交通手段や高齢者の外出支援、観光客の移手段、環境負荷の軽減といった役割を有しています。バス交通等を確保・維持するとともに、行政、市民、事業者の協働による利用促進を図ります。
- ・本市にとって最適な交通ネットワークを構築し、市民が利用しやすい生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実を図ります。
- ・新たに整備されたJR三重町駅の交通結節点を活用するため、街路事業等により、JR三重町駅周辺の道路網を整備し、立地適正化計画のコンパクト・プラス・ネットワークを実現するため、公共交通網を整備し、都市の集約化を進め、持続可能な都市経営を目指します。

	(3) 林 道	林道維持管理事業 林道施設総点検事業	豊後大野市 豊後大野市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス運行補助事業 路線バスの路線を維持し、過疎化、高齢化による住民の交通手段の確保を図るため、当該年度運行欠損額をバス会社へ補助する。 地域公共交通活性化事業 コミュニティバスやあいのりタクシー、コミタクを運行し、市民が利用しやすい交通体系を確立することにより、高齢者や学生等の交通手段の確保を図る。	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
	(10) その他	県道改良事業（負担金）	大分県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

環境問題や安全に対する関心の高まりから、水道水には「安全性」や「おいしさ」が求められ、また、安定的に供給できるライフラインとして確立されることが重要となっています。本市の水道については、一定の基盤整備は進められているものの、今後は地域特性や経済性なども考慮し、安全な水質で安定供給を行うことや適切な維持管理に努める必要があります。

本市では三重町の上水道事業と各町の簡易水道事業を経営統合し、現在、ひとつの公営企業として管理運営を行っています。各施設は市内に点在しており、それぞれの水源や水質が異なるために適正な管理が必要です。また、法定耐用年数を超え老朽化の進んでいる施設があり、更新が必要となっています。

令和6年度における本市の水道普及率は、地理的な条件により建設費が割高になることや、そのために隣保班や個人毎での井戸水や湧水の活用により生活用水を確保している家庭が多いことから、県平均の92.4%を大きく下回る75.4%となっています。

また、過疎・高齢化の中で地域の飲料水供給施設の維持が難しくなっており、その対策が必要となっています。

水道の状況(大分県の水道調)

年 度	給水人口（人）				普及率（％）	
	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設	市	県平均
平成17年度	13,201	13,002	1,000	1,975	64.5	89.3
平成19年度	13,186	12,376	1,010	1,876	66.2	90.2
平成22年度	13,227	12,013	954	1,777	67.0	90.6
平成25年度	13,253	11,666	1,432	1,713	70.2	91.1
平成26年度	13,122	11,473	1,350	1,713	70.3	91.4
平成27年度	13,146	11,258	1,325	1,693	71.0	91.4
平成28年度	13,181	11,128	1,288	1,693	71.8	91.6
平成29年度	13,107	10,998	1,279	1,693	72.7	91.9
平成30年度	14,921	8,867	1,279	1,693	73.4	92.2
令和元年度	23,536	567	1,345	1,533	75.6	92.2
令和2年度	23,214	458	1,193	1,347	74.6	91.7
令和3年度	22,859	446	1,084	564	74.6	91.8

令和4年度	22,458	437	1,044	433	74.7	92.0
令和5年度	22,117	439	1,044	488	75.3	92.2
令和6年度	21,618	436	1,026	466	75.4	92.4

※ 普及率は飲料水供給施設の給水人口を除いて算定。

イ 生活排水処理施設

生活排水処理施設では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など地域特性に合った経済的な処理方法を見定め、整備・普及していくことが重要です。

下水道事業では地方公営企業法の一部適用による公共下水道事業と農業集落排水事業及び市町村設置型浄化槽事業の管理運営を行っています。本市の令和6年度末の汚水処理人口普及率は72.8%であり、県平均の84.0%、全国平均の93.7%に比べ低い状況にあります。

衛生的な生活環境の確保と水質保全を図る上で、汚水処理人口普及率の向上や生活排水対策は重要な課題となっています。

下水処理施設の状況(汚水処理人口の普及状況に係る総括表)

年 度	汚水処理人口 (人)				汚水処理人口普及率(%)
	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	計	
平成28年度	1,183	3,174	17,398	21,755	58.5
平成29年度	1,166	3,080	17,482	21,728	59.6
平成30年度	1,130	3,010	17,523	21,663	60.6
令和元年度	1,145	2,962	17,775	21,882	62.4
令和2年度	1,184	2,861	18,219	22,264	64.5
令和3年度	1,151	2,792	18,574	22,517	66.6
令和4年度	1,150	2,722	19,331	23,203	70.0
令和5年度	1,141	2,665	19,293	23,099	71.2
令和6年度	1,120	2,634	19,322	23,076	72.8

合併処理浄化槽の状況

(単位:基)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置届数	252	298	304	287	219	204
使用基数	5,427	5,598	5,808	6,197	6,156	6,434

ウ 廃棄物処理施設

地域の生活環境の保全や、公衆衛生の確保は、市民の暮らしと生活を支えるためには必要不可欠なものであり、特に本市では多様化するごみを分別し、資源の有効利用を推進するため、早くから分別回収に取り組んできました。また、行政区に環境衛生委員を置き、ごみの分別収集や減量化の推進、廃棄物の不法投棄監視、環境美化の推進を図っています。これまで一定の成果は得たものの、近年ではごみの総排出量は横ばいで一人当たりの排出量は増えている状況にあり、ごみの減量化や3R運動(リデュース…発生抑制、リユース…再使用、リサイクル…再資源化)の定着に向けた事業を推進するとともに、不法投棄防止対策の強化が必要です。

一方、地震、豪雨等による大規模な災害が発生した際に排出が予想される災害廃棄物の処理については、本市災害廃棄物処理計画に従い、迅速かつ適正な処理及びリサイクルを実施する必要があります。

また、本市清掃センターについては、平成10年4月に稼働を開始し、平成25年度から基幹的改良事業を実施して管理運営を行ってきましたが、施設の経年劣化に伴い、大分市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市の6市での新しいごみ処理施設(新環境センター)の整備を進めています(令和9年10月供用開始予定)。

なお、葬斎場及びし尿、浄化槽汚泥の処理施設については、専門知識を持った事業者へ運転管理を委託しており、本市監視の下で適正な運営を行っています。

エ 消防施設

1 市 1 消防本部及び 1 消防団体制が確立されている中、消防行政に対する市民ニーズや多種・多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するためには、関係機関のさらなる連携強化が求められています。

また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行により地域防災力の低下が予想される中、効率的な消防団活動ができる体制強化が必要です。

さらに、市民の安全安心を確保・維持するために、消防活動を最大限に発揮できるよう、消防施設・車輛・資機材を計画的に更新、整備する必要があります。

一方、救急救命体制については、医療機関とのさらなる連携強化を図るとともに、市民が安心して暮らせる体制づくりに継続して取り組む必要があります。

オ 公営住宅

現在、市が管理する住宅は公営住宅・特定公共賃貸住宅・市営一般住宅を合わせて 987 戸あります。そのうち耐用年数の 2 分の 1 を経過し建替の時期を過ぎた木造・簡易耐火構造の住戸は 458 戸あります。また、少子高齢化が加速する中、地域の公営住宅の老朽化や農地優先で宅地として適した土地が少ないこともあり、利便性が高い地域への若年層の住み替えが増加し、地域の人口が減少の一途をたどっています。

市営住宅の現況(令和 3 年 3 月 31 日現在)

種 類	団地数	棟 数	戸 数
公 営 住 宅	36	193	878
特定公共賃貸住宅	11	76	97
市 営 一 般 住 宅	1	1	12

(2) その対策

ア 水道施設

- ・市民に安全でおいしい飲料水を安定的に供給するため、上水道等の整備や施設の適正管理に努めます。また、給水区域内の市民に水道施設の重要性に対する認識を深めるための啓発を行い、上水道への加入を促進し、水質改善による生活環境の向上に努めます。
- ・上水道、簡易水道の未普及地域においては、飲料用水施設の整備を支援し、生活環境の改善を図ります。
- ・大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行います。

イ 下水処理施設

- ・公共用水域の水質の保全や公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の普及促進や処理施設の適正管理など、生活排水の適切な処理を推進します。また、市民が日常生活で水環境の保全や生活排水対策を主体的に行うことを推進するため、環境意識の啓発に努めます。
- ・公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽等の処理施設の整備や適正管理を推進し、生活環境の向上に努めます。

ウ 廃棄物処理施設

- ・清潔で快適な生活環境をつくるため、ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、新環境センターの整備推進や本市現清掃センターの適正運営、整備に努めます。
- ・災害廃棄物の処理における初動対応を迅速かつスムーズに進めるべく、災害廃棄物処理マニュアルを充実させるとともに、職員の意識の向上に努めていきます。
- ・循環型社会、低炭素社会を実現するため、廃棄物等の発生抑制・再使用・再資源化の 3 R に関する啓発・普及に取り組み、ごみの減量化や再資源化を推進します。
- ・安定したし尿・浄化槽汚泥処理を継続していけるよう施設の適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理に対する市民の理解や意識を高めます。

エ 消防施設

- ・火災などによる被害を軽減するため、災害時の応急対策等が迅速かつ的確に行えるよう総合的な消防・救急体制の強化に努めます。また、消防団員を確保し組織力を高めるとともに、消防団の活動に対し市民や事業者などへの周知・啓発による理解の促進を図ります。
- ・火災等から市民を守り迅速な消火活動等を行うため、消防施設や消防車両、資機材、耐震性貯水槽等の計画的整備を進め、災害活動における機動力の確保と性能向上を図り、円滑な消防活動を推進します。
- ・消防指令業務共同運用が開始され、円滑に運用が行われています。今後も消防体制の維持と、住民の安全、安心の確保に引き続き取り組みます。

オ 公営住宅

- ・経済的に不安定な生活を送る低所得の市民や、住まいを確保しにくい障がい者、高齢者、子育て世帯などに対して、安全で快適に生活できる住宅を提供するため、ニーズに対応した住宅の整備を行います。また、住宅長寿命化計画の見直しを行い、市営住宅の統廃合を含め、管理戸数の見直しと計画的な建替及び維持管理に努めます。

カ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「脱炭素社会の実現」「広域的な生物多様性の保全」「上下水道事業の連携強化の推進」「消防救急体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境 の 整備	(1)水道施設 その他	飲料用水施設改善事業 生活基盤近代化事業	豊後大野市 豊後大野市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新環境センター整備事業(負担金) 現清掃センター中継基地整備事業	大分市 豊後大野市	
	し尿処理施設	白鹿浄化センター設備維持補修事業	豊後大野市	
	(5)消防施設	車輛・資機材整備事業 消防施設整備事業	豊後大野市 豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

子どもや家庭を取り巻く環境は、地域におけるつながりの希薄化、少子化・核家族化の進行や長時間労働等で年々厳しさを増しています。さらに女性の就業率が上昇し、働き方の多様化が進んでいる中、地域の機能が失われ、身近に相談できる相手がいないなど、育児を行う家庭の子育ての負担感が増大しています。このことは人口構造の変化をもたらし、将来の社会資本の整備に大きな負担となることが懸念されます。

本市の合計特殊出生率は、平成 29 年以降、大分県平均を下回る状況が続いており、令和 2 年から令和 6 年の 5 年平均では 1.16 と県内市町村で最下位に位置するなど、合計特殊出生率の回復は大きな課題となっています。

そのため、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、妊娠後から就学後まで切れ目のないより一体的な相談支援体制を構築するために、令和 6 年度より「子育て世代包括支援センターきらきら☆」と「こども家庭総合支援拠点」を統合し、「こども家庭センターきらきら☆」を設置しました。今後は、関係課の更なる連携強化を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努める必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市の総人口は、発足時点から大きく減少の一途をたどっています。そのうち 75 歳以上の高齢者数はほかの年齢層より緩やかな減少にとどまっているため、人口減少と高齢化の進行が顕著となっている状況です。

さらに、介護サービス利用者が急増すると見込まれている 85 歳以上人口は、令和 17 年まで増加していくことが推測されており、より一層高齢者を地域全体で支える体制整備が大きな課題となっています。

生活習慣病の有病者や予備群は、健診を定期的に受けていない人に多く、特定健診や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に積極的に参加してもらえる体制づくりが必要です。

また、障がい者が地域で生活するためには地域の支援体制が必要ですが、特に施設入所者の地域生活への移行にはまだ多くの課題があります。障がいの種別や程度などによって必要なサービスは異なり、ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供が必要です。また、障がいのある人が能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、適切に支援することが求められています。

高齢者人口の状況(毎月流動人口調査調)(令和 7 年 10 月 31 日現在)

	人 口	65 歳以上	高齢化率
豊後大野市	31,338 人	14,338 人	45.75%

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・次世代を担う子どもの成長と子育てを社会全体で支援するため、子育て支援情報の提供や放課後児童クラブ・支援センターの充実など、安心して子どもを産み育てられる地域子育て支援体制をこども家庭センターきらきら☆を中心に推進します。
- ・幼児期の教育・保育は、人格形成の基盤と生涯にわたる学習の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもたちへの質の高い教育・保育の実施に努めます。また、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、保育無償化の継続と各種の保育サービスの拡充を図ります。
- ・病気回復期の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育について、今後も保護者の就労と育児の両立を図るため、利用しやすい環境を整備するとともに、県内広域利用の充実に努めます。
- ・不妊治療費の助成を行い、治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るとともに、相談機能を強化しながら、子どもを望む夫婦が必要な支援を受けられる環境づくりに努めます。
- ・ひとり親家庭等の自立を図るため、一人ひとりに寄り添った支援の実施、自立に向けた就業支援、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実に努めます。
- ・児童虐待の未然防止・早期対応等について、要支援児童及び要保護児童・特定妊婦等への支援業

務、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を一体的に実施することも家庭センターきらきら☆の充実・強化に努めます。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・高齢者等が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じて自立した日常生活を過ごせるよう、必要なサービスの適切な供給に向けた介護サービス基盤の充実を図ります。また、介護保険制度の安定した運営を推進するため、必要な介護人材の確保や就労継続の取組、介護サービス事業所の質の向上を目指します。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと自立して暮らしていけるよう包括的に支援するために、高齢者の健康づくりや高齢者とその家族の生活を支える地域づくり、介護予防事業、認知症施策の推進に努めます。
- ・高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるように、高齢者へ「役割を持つ」「仕事をする」「健康づくりを行う」を積極的に促し、ボランティア活動や就労への動機付けを行います。
- ・高齢者の心身の活力低下を防止するため、健康状態に問題のある高齢者や閉じこもりがちで健康状態が不明な高齢者を把握し、保健指導等の支援や必要な医療・介護予防サービスにつなぎます。
- ・食事の確保が困難な高齢者に対し、食事の提供と安否確認を行うことで、地域での生活を支援します。
- ・市民が主体的に健康づくりや生活習慣病などの予防対策、健康管理に取り組み、生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、市民の健康づくりへの支援や食育の推進に取り組みます。
- ・障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするため、日常生活での悩みや不安に対する相談支援体制の拡充を図ります。また、障がいの種別や程度などによって異なるニーズに応じた障がい福祉サービスの提供や経済的支援に取り組みます。
- ・一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、福祉的就労の場を提供するために就労継続支援事業への移行と拡充を図ります。
- ・一般就労の促進と就職後の定着の支援を図るために、就業・生活支援センターつばさ、ハローワーク豊後大野、大分障害者職業センターとの連携により障がい者の一般就労を支援します。

ウ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「健康増進・医療提供体制の確保」「相談支援機能の強化」「地域子育て支援の充実」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
豊後大野市は結婚、妊娠、 こども・子育てに温かい まちだと思える市民の割合	—※	82.5%
きらきら☆いつでも診療所 (医療相談アプリLEBER) の登録率	38%	70%

※新たに設定する数値目標のため

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>配食サービス事業（高齢者） 食事の確保が困難な高齢者に対し、食事の提供と安否確認を行うことで、地域での生活を支援する。</p> <p>公立保育所管理運営事業 公立の認定こども園として、安心して子育てができるために、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。</p> <p>教育・保育施設運営事業 私立の保育所、認定こども園、幼稚園に対して共通の給付費を支払う。</p> <p>放課後児童健全育成事業 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。</p> <p>地域子育て支援拠点事業 子育て親子の交流等を促進する拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、地域等から孤立する可能性のある家庭に訪問し、地域やほかの親との交流を図る。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p>	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市民一人ひとりが、健康づくりを通じていつまでも元気でいきいきとした生活を送れることは、最大の幸せです。健康寿命の延伸を目標に、疾病全体を大きく占めるがん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病予防や重症化予防の一層の取組が必要です。

近年は高齢化や疾病構造の変化、健康意識の高まりの中で医療に対するニーズは多様化・高度化しています。また、気候変動による台風、局部的豪雨及び猛暑、地震などの自然災害発生時の保健医療対策、感染症・伝染病に対する防疫対策といった非常時における医療サービス確保についても、重要な課題となっています。豊後大野市民病院を地域医療の中核病院として医療サービスを提供していますが、これからも市民が安心して医療が受けられるよう、市内外の医療機関との連携を図りながら、地域医療体制を確立していくことが課題となっています。

さらに、こどもの疾病の早期治療の促進と、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、子育て家庭に経済的支援をする必要があります。

また、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供し、母体や胎児の健康の確保を図る上で妊産婦の健康診査、乳児期に必要な健康診査の助成、乳幼児・児童の健やかな成長、疾病の早期発見・早期治療の促進と、保護者の経済的負担軽減を図るため、子育て家庭に経済的支援をする必要があります。

(2) その対策

- ・市民が主体的に健康づくりや生活習慣病などの予防対策、健康管理に取り組み、生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、市民の健康づくりへの支援や食育の推進に取り組みます。

- ・健康寿命の延伸を目標に、保健・医療・介護各分野の各種データを活用し、健康課題である生活習慣病重症化予防や介護予防推進のため関係機関と連携強化を図り、効果的な各種健康増進事業に取り組みます。
- ・災害時に迅速に対応できるよう、保健医療体制作りに取り組みます。
- ・新型インフルエンザ等感染症や新興感染症に対し、迅速かつ適切な危機管理を行い、関係機関と連携を図りながら、健康被害の発生予防及び拡大防止に取り組みます。また、予防接種の体制整備と接種率向上や感染症予防の知識普及に努めます。
- ・高齢者が安心して生活でき、子育て世代が安心して産み育てられる環境づくりのため、地域の中核病院である豊後大野市民病院と各地域の医療機関が相互に円滑な連携を図ることで、地域医療や救急医療体制の充実に努めます。
- ・無医地区においては、定期的な巡回診療を行うことにより、対象地域の医療の確保に努めます。また、通院困難者には訪問診療や在宅サービス等の拡充を図り、在宅医療・介護の推進に取り組みます。
- ・医療の多様化・高度化に対応するため、内視鏡装置やX線撮影装置等の医療機器を計画的に導入するとともに、耐用年数を経過した機器の更新を行い、地域で受けることのできる医療の充実に努めます。
- ・豊後大野市民病院では、大分大学医学部地域医療学センターとの共同実施である地域医療実習や学外臨床実習、大分県が実施する地域医療研修会の学生実習、大分県立病院等からの初期臨床研修医の受け入れを行っています。地域の医療・福祉に関わる様々な現場に出向き、患者や職員と接しながら地域医療の実態や重要性を知る機会を設け、へき地等に従事する医師の確保を図ります。
- ・疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの健やかな育成を図るとともに、保護者へ子育て支援をすすめるため、市内に住民票のある0歳から高校生年代までのこどもの医療費を助成します。
- ・妊産婦・乳児が定められた時期に健康診査を受けられるように受診券を交付し、引き続き公費負担し事業の継続に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設 その他	医療機器整備事業	豊後大野市	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	こども医療費助成事業 こどもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上を図る。 医師・看護師確保支援事業 市の医師研修資金貸与制度、看護師修学資金貸与制度を活用して、医師、看護師を確保し、医療提供体制の整備を図る。 妊産婦乳児健診委託事業 妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため妊産婦健康診査を実施する。	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

現在、本市には広大な市域に認定こども園が8園、幼稚園が1園、小学校が11校、中学校が7校ありますが、少子化の影響により園児や児童・生徒数が顕著に減少しており、平成30年度からこどもたち一人ひとりが、主体的に自己実現を図るための「ヘプタゴン教育」を推進しています。そのための「手段」として、連携型小・中一貫教育からレベルアップした小中一貫教育を各町で推進しています。「7町に小中一貫教育校を設置する」ということは、「町に学校がある」ということであり、各町から学校をなくさないという立場に立ち、地域とともにある学校をめざしていきます。このことから、学校設置基準を変更せず、既存の小学校・中学校を連結し、一つの組織とする「小中一貫教育校」を設置しています。

また、これまでに小中学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒には、引き続き通学手段を提供しなければなりません。

さらに学校施設においては、老朽化の著しいもの、安全や衛生に問題のあるものが数多くあり、その対策が喫緊の課題となっています。教育環境の向上を図るとともに、学校生活の安心安全を確保するために、学校施設の整備や長寿命化等を推進し、今後少子化が進む中、数年先の状況を踏まえ、小中一貫教育の環境を整備するとともに建物の長寿命化や省エネ化を計画的に実施します。あわせて、改築・改修時には、非構造部材の耐震化を行います。また、遊具や附帯施設の点検も行って、その改善に努めます。なお、公立幼稚園の施設整備は、将来的な配置をまず検討した上で、その実施を検討します。

イ 社会教育

社会情勢や経済情勢が大きく変化し市民の価値観が多様化する中、学習への欲求や関心はますます多様化・高度化しています。「伝統文化・生きがいの習得」から「職業能力・技術の習得」へと変化する学習ニーズに対応しながら、身近な課題解決につながる活動への取組が求められています。

また、人間関係の希薄化や自然体験の不足、急激な情報化などにより、青少年を取り巻く環境はますます厳しくなっていることから、学校や家庭、地域、行政が一体となった青少年の健全育成や「生きる力」の育成が求められています。

「地域に学校がある」を基本理念に、令和7年度までに市内全ての学校が小中一貫教育校となりました。地域学校協働活動推進員が中心的な役割を果たし、学校運営協議会や地域住民が連携して地域学校協働活動を展開し「地域とともにある学校づくり」を推進する必要があります。

また、図書館においては、サービス水準のひとつの目安である、来館者数、貸出冊数の増加につながるよう、引き続き蔵書の整備と教育事業の効果的な取組が必要となります。

身近な地域において、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、軽スポーツの普及、健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントの開催やスポーツ団体の組織強化やスポーツ指導者などの人材育成が必要です。あわせて、スポーツ施設の充実を図るとともに、スポーツ施設の利便性を高める必要があります。

また、国の方針により中学校部活動を地域へ展開する取組を進め、こどもが希望するスポーツや文化芸術活動に触れる機会を保障するために、総合的な受け皿となる新たな組織の設立を進めていく必要があります。

さらに、スポーツツーリズム、合宿誘致に向けた他団体との連携等の受入環境の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・こどもたちが、主体的な自己実現ができる「質の高いヘプタゴン教育」をめざして、「ウェルビーイングを意識した教育の推進」「地域とともにある学校づくりの推進」「多面的な教育を7つの柱で推進」の3つの主要方針で推進します。
- ・ふるさと大野を愛し、豊かな心を持ついきいきとしたこどもを育むため、教職員の指導力の向上

や相談体制の充実、校種間の交流促進に取り組むとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・既存の小学校・中学校を一体的な組織体制として、市内7町に各1校設置した「小中一貫教育校」において、9年間を見据えたシームレスな教育体制の整備と連携強化を進めます。施設に関する課題については、施設間の円滑移動や学校マネジメントの一貫性を確保するため、地域の実情に即して既存施設の改修等を行っていきます。また、幼稚園については状況に応じて、適正な教育環境の維持を行っていきます。
- ・経済的理由等により就学が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の精神に基づき、就学に必要な費用の援助を行うなど、就学環境を充実します。
- ・小中学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒に対しては、当該地域の多くで民間バス路線等が廃止されていることから、スクールバスを運行することにより、児童・生徒の通学手段の確保と安全の確保を図ります。
- ・三重総合高等学校が、次代を担う地域のこどもや家庭にとって魅力ある高等学校となるよう支援し、市内外の中学校からの三重総合高等学校への進学者数の増加をめざします。
- ・GIGAスクール構想をはじめとした各種補助事業を有効活用しながら、学校のICT環境の充実を図り、社会の形成に参画するための資質・能力が確実に身につくよう、課題の発見と解決に向けた主体的かつ協働的な学びを充実していきます。

イ 社会教育

- ・市民一人ひとりの価値観が多様化し、市民の学習への欲求は多様化・高度化する中で、市民個々の生き方の向上を目指す学習への関心と自らの人格・能力を磨くことができるよう、様々な場所や機会での学習環境の充実を図ります。
- ・公民館は、生涯学習の実施主体として青少年教育・家庭教育・女性教育・高齢者教育・人権教育・視聴覚教育のほか教室・講座の開設、自主運営クラブ活動に取り組むとともに、市民の生涯学習活動の拠点として指定管理者制度を導入して専門的かつ継続的な事業の展開を図ります。
- ・地域と学校の連携を強化し、こどもの地域での活動参加の促進や地域が主体となり地域資源を活用した取組を促進し「地域とともにある学校づくり」の推進に取り組みます。
- ・市民の学習ニーズの多様化に伴い、一層の機能の向上を図るとともに、様々な学習機会を提供し読書を通じた人づくりを推進します。また、図書館では、対象別の講座、ワークショップ、おはなし会等の教育事業を行い、図書館利用の促進に取り組みます。
- ・市民の健康増進と体力づくりを目的とした、年代に応じたスポーツ活動が身近な地域で行えるよう学校、家庭、地域と連携した活動の場所をつくります。
- ・指定管理者と教育委員会、健康増進関係課との連携を図り、誰もが適性等に応じて参加できる健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントを開催します。年齢や性別を問わず、スポーツを実践する機会と、生涯スポーツに親しむ機会の提供に努めます。
- ・施設利用者の利便性を高めるため、スポーツ施設の効率的活用と施設の長寿命化を図るとともに、県大会以上の大会やスポーツ合宿等に対応できる施設を核としたスポーツツーリズムの受入環境の整備に取り組みます。
- ・市スポーツ協会の関係機関・競技団体の活動を支援し、競技力向上に向けて連携を図るとともに、一体となった組織の強化を図っていきます。
- ・スポーツ指導者の確保を図り、スポーツ指導者研修会等を開催し、指導体制の確立を目指します。
- ・部活動の地域展開を推進するため、アクティブ豊後大野クラブ（通称ABC）をスポーツ協会内に組織し支援することで、こどもが希望するスポーツや文化芸術活動に触れる機会を保障する取組を推進します。

ウ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する教育の振興をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和 6 年度)	目 標 値 (令和 12 年度)
豊後大野市が「好き」と答えた こどもの割合	—※	92.5%

※新たに設定する KPI のため

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
9 教育の振 興	(1) 学校教育関連施設	小中一貫教育校整備事業	豊後大野市	
	(2) 幼稚園	幼稚園整備事業	豊後大野市	
	(3) 集会施設、体育施等 スポーツ施設	スポーツ施設整備事業	豊後大野市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業	小中学校臨時講師確保対策事業 市単独の臨時講師を配置することにより、少人数学級の編成や習熟度別の授業を行ったり、支援を要する児童生徒への指導体制を確立したりすることで、学力の向上を図る。	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化・少子高齢化が著しく進む地域では、高齢化により地域住民同士による相互扶助の低下や伝統文化の継承が困難になるなどの集落機能の低下が見られ、地域コミュニティの維持が課題となっています。

市内 228 自治会の内、143 自治会が高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）50%以上の小規模集落であり、その集落数は令和 2 年 3 月からの 5 年間で 2 割も増えています。自治会運営を担っている世代が減少している中で、自治会運営に加え、高齢者世帯の見守り、大規模災害への備え、空き家対策などの課題に単独の自治会での対応が困難になってきています。

(2) その対策

- ・地域振興協議会の設立推進では、地域の様々な主体が入り、地域の現状や課題を認識する話し合いの場づくりを行い、女性や若者、高齢者も入った地域の人材を総動員した特色ある地域づくりを行えるように支援します。また、市民活動団体等への支援や関係人口など多様な人材の取り込みを図り、地域の特性を活かしたコミュニティ活動を推進します。
- ・コミュニティ活動の核となる人材を発掘するとともに、様々な地域活動を支え、地域の課題を解決に導く人材を育成し、その活動を支援します。

数 値 目 標	基 準 値 (令和 7 年度)	目 標 値 (令和 12 年度)
地域振興協議会設置数 (累積)	10 協議会	16 協議会

(3) 事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	地域振興協議会拠点施設整備事業	豊後大野市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	小規模集落対策委託事業 旧小学校区単位に設立された地域振興 協議会に、地域の課題把握や協議会の運 営等を行う地域支援員を配置し、住民が 安心して暮らせる地域づくりの体制の整 備を図る。 地域づくり交付金事業 地域自らが策定した地域づくり計画に 基づく活動を支援することにより、地域 の創意・工夫・責任による特色ある地域 づくりを図る。	豊後大野市 豊後大野市	施策の効 果は将来 に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、伝統的な民俗文化や民俗芸能などを含めた文化財が数多く残っている県下でも特筆すべき地域です。しかし、市内には劣化が進んだり維持が困難になりつつある文化財が多数ある等、これらの貴重な文化遺産を保存・継承していくことが大きな課題となっています。また、文化遺産の学術的な価値について、引き続き調査・研究を実施するとともに、新たな文化財の掘り起こしにも取り組む必要があります。

さらに本市には、多くの歴史資料や民俗資料があり、今後は、資料館の展示の充実による利用の促進、収蔵庫の整備による資料の管理を適正に行い、活用に取り組み、市民に向けて地域の文化財・歴史・伝統文化に関する情報発信に努める必要があります。

そして、総合文化センターや神楽会館等の市内文化施設については、施設の整備計画に沿って改修を進めていく中、さらなる広報活動や入館者等を誘導する仕組みづくりが課題となっています。

文化財の指定状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	有 形 文化財	無 形 文化財	史 跡	名 勝	天 然 記念物	重要文化 的 景 観	有形民俗 文化財	無形民俗 文化財	登 録 文化財	登 録 記念物	合 計
国指定	4	0	6	0	1	1	1	1	7	2	23
県指定	64	0	11	0	8	—	5	7	—	—	95
市指定	206	0	59	3	29	—	18	73	—	—	388
計	274	0	76	3	38	1	24	81	7	2	506

(2) その対策

- ・市内にある指定文化財（有形・無形）や郷土芸能に対する市民の知識を深めるとともに、文化財の保存・継承を推進します。また、豊後大野市資料館「ジオパークミュージアム」を拠点とし、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて、多くの市民が本市の歴史や文化を身近に感じ、貴重な文化に触れることができるように文化財等の活用を推進します。
- ・各種文化・芸術団体を育成・支援するとともに、優れた文化・芸術に触れる機会や文化・芸術を発表する機会を提供し、市民の豊かな感性を育みます。さらにワークショップなどの体験型事業を通じて美術制作の場を提供します。
- ・地域に密着した文化活動の拠点施設として、総合文化センターや神楽会館、朝倉文夫記念公園などの文化施設の管理、活用を進め、豊後大野らしい芸術文化活動や伝統芸能の継承と発展、芸術作品の鑑賞ができる環境づくりを推進します。
- ・大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(3)その他	文化財保護事業 総合文化センター管理事業 神楽会館管理事業 朝倉文夫記念公園管理事業 資料館収蔵庫整備事業	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は、自然を軸とした暮らし、里地里山の環境保全、地域資源を生かした産業で雇用を創出するなど魅力あるまちづくりを進めています。その中で、気候変動対策として市内の二酸化炭素排出量も国・県や企業とも連携しつつ削減していくことが求められています。

その一環として、本市は市営太陽光発電所（2147.7kW）や土地改良区が運営する水力発電所等を有していますが、さらに木質バイオマス発電所（18,000kW）を誘致し、民間主導で稼働中です。引き続き、地域新電力会社や連携事業者と地産地消型エネルギー事業を推進し、地域内資源循環を促していくことが重要です。市内のバイオマス資源を活用する中で森林整備・林業育成や、各地で課題となる放置竹林の整理も必要です。

また、分散型エネルギー事業は、需要地点でのエネルギーセキュリティの強化をもたらすものであり、市の防災施策との関連を踏まえながら取組を推進していきます。

(2) その対策

- ・木質バイオマス発電施設は民間主導で運営されていますが、林業・輸送業が必須であり、間伐材・林地残材の収集から発電までの雇用確保について官民連携で取り組みます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和 4 年度目標)	目 標 値 (令和 12 年度)
Co2 排出量削減割合 (平成 25 年度比)	31.9%	46.3%

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
12 再生可能エネルギーの利用 の推進	(3)その他	新エネルギー導入促進事業	豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 集落

過疎・高齢化が進む本市では、人口減少等に伴う集落機能の低下等、諸問題の発生が懸念されています。集落の衰退は、そこに住む住民の生活はもちろんのこと、土地の保全や水源涵養、更には守るべき農村景観への影響などから、見過ごすことのできない重要課題と捉えています。そのような中、本市では地域を支える市民とも協力しながら、集落に安心して住み続けられるよう、地域の活動に支援し活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 集落

本市では、過疎・高齢化による人手不足で、道路の補修や草刈りなど集落の共同作業が困難になりつつあるため、集落を守る観点からボランティアで自主的に行われる作業に対しては、人件費を除く経費を支援し負担を軽減するとともに、市民の集落に対する愛護意識の向上を図ります。

イ 大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「公共施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	集落愛護事業 市民が自主的に行う道路補修や草刈りなどの作業を支援することにより、住民の負担を軽減し、良好な農村環境を維持する。	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
2 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	定住促進事業 空き家入居に係る諸経費を助成したり、 空き家等の購入や改修費に係る経費を補助 することにより市外からの移住を促進する。	豊後大野市	施策の効 果は将来 に及ぶ。
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	椎茸種駒補助金 種駒を購入した椎茸生産者に対し補助を することにより、乾椎茸生産量及び品質の維 持向上を図るとともに、新規参入者や生産規 模の拡大を図る。 有害鳥獣被害防止対策事業 猪、鹿等による農作物への被害を防止する ため、設置した電気柵・防護ネットに対し助 成することより、生産性の向上と生産意欲の 低下を防ぐ。 関係人口交流拠点事業 関係人口交流拠点施設「cocomio」（ココミ オ）において、「関係人口」としてコミュニテ ィビジネスに取り組むプレイヤー（起業家）が 集まる拠点を目指し、創業支援を軸とした関 係人口創出事業を展開する。 企業誘致推進事業 工場用地の開発及び把握等、製造業等の誘 致環境の充実を図るため、世の中の動きに即 応したインセンティブの拡充を進める。また、 産業構造の転換やサプライチェーンの国 内回帰等により国内投資が活発化している ことに対応するため、大規模設備投資を行う 誘致企業の情報収集を行うとともに、戦略的 な誘致を行う。	豊後大野市 豊後大野市	施策の効 果は将来 に及ぶ。
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	路線バス運行補助事業 路線バスの路線を維持し、過疎化、高齢化 による住民の交通手段の確保を図るため、当 該年度運行欠損額をバス会社へ補助する。 地域公共交通活性化事業 コミュニティバスやあいのりタクシー、コ ミタクを運行し、市民が利用しやすい交通体 系を確立することにより、高齢者や学生等の 交通手段の確保を図る。	豊後大野市 豊後大野市	施策の効 果は将来 に及ぶ。
7 子育て環境の確 保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	配食サービス事業（高齢者） 食事の確保が困難な高齢者に対し、食事の 提供と安否確認を行うことで、地域での生活 を支援する。 公立保育所管理運営事業 公立の認定こども園として、安心して子育て できるために、様々なニーズに応じた保育 サービスの充実を図る。 教育・保育施設運営事業 私立の保育所、認定こども園、幼稚園に対 して共通の給付費を支払う。	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	施策の効 果は将来 に及ぶ。

		<p>放課後児童健全育成事業 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。</p> <p>地域子育て支援拠点事業 子育て親子の交流等を促進する拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、地域等から孤立する可能性のある家庭に訪問し、地域やほかの親との交流を図る。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p>	
--	--	--	---------------------------	--

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>こども医療費助成事業 こどもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上を図る。</p> <p>医師・看護師確保支援事業 市の医師研修資金貸与制度、看護師修学資金貸与制度を活用して、医師、看護師を確保し、医療提供体制の整備を図る。</p> <p>妊産婦乳児健診委託事業 妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため妊産婦健康診査を実施する。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p>	<p>施策の効果は将来に及ぶ。</p>
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>小中学校臨時講師確保対策事業 市単独の臨時講師を配置することにより、少人数学級の編成や習熟度別の授業を行ったり、支援を要する児童生徒への指導体制を確立したりすることで、学力の向上を図る。</p>	<p>豊後大野市</p>	<p>施策の効果は将来に及ぶ。</p>
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>小規模集落対策委託事業 旧小学校区単位に設立された地域振興協議会に、地域の課題把握や協議会の運営等を行う地域支援員を配置し、住民が安心して暮らせる地域づくりの体制の整備を図る。</p> <p>地域づくり交付金事業 地域自らが策定した地域づくり計画に基づく活動を支援することにより、地域の創意・工夫・責任による特色ある地域づくりを図る。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p>	<p>施策の効果は将来に及ぶ。</p>
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>集落愛護事業 市民が自主的に行う道路補修や草刈りなどの作業を支援することにより、住民の負担を軽減し、良好な農村環境を維持する。</p>	<p>豊後大野市</p>	<p>施策の効果は将来に及ぶ。</p>

